

## 第2期

# 野田村地域福祉計画

「みんなで共に支えあう福祉のむらづくり」

計画期間 令和3年度～令和7年度

令和3年3月

野田村

## 目 次

### 第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・目的 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	1
3. 他の計画との関係 .....	2
4. 計画の期間 .....	2

### 第2章 地域福祉を取り巻く野田村の現状

1. 人口構造等の状況	
(1) 人口・世帯数の構成 .....	3
(2) 年齢別人口の推移 .....	3
(3) 自然動態 .....	5
(4) 社会動態 .....	5
2. 高齢者福祉の状況	
(1) 高齢化の状況 .....	6
(2) 高齢者福祉サービス .....	7
3. 障がい者福祉の状況	
(1) 障がい者の状況 .....	8
(2) 障がい者福祉サービス .....	9
4. 児童福祉の状況	
(1) 少子化の状況 .....	10
(2) 児童福祉サービス .....	10
5. 生活保護の状況 .....	11
6. 地域福祉を支える関係団体・組織等の状況	
(1) 民生委員・児童委員 .....	12
(2) 社会福祉協議会 .....	12
(3) 地域 .....	12
(4) 老人クラブ等各種団体、ボランティア、NPO	
① 老人クラブ .....	12
② 各種団体等 .....	12
7. ひとにやさしいまちづくりの状況	
(1) 公共の建物のバリアフリー化の状況 .....	13
(2) 道路、歩道の状況 .....	13

(3) 公営住宅の整備状況	13
(4) 公共交通機関のバリアフリー化の状況	
① 鉄道駅の状況	13
② 村営バスの状況	13
(5) 商店街の状況	13

### 第3章 地域福祉施策の推進の方向

1. 計画の基本理念	15
2. 計画の基本方針	15
3. 計画の施策の体系	16

### 第4章 各論 基本方針と基本目標

<b>基本方針Ⅰ. 快適で暮らしやすい地域福祉の環境づくり</b>	19
基本目標1. 包括的な相談支援体制の整備	21
基本目標2. 地域トータルケアシステムの構築	22
基本目標3. だれもが安心して生活できる地域づくり	23
基本目標4. 地域福祉推進のための社会福祉協議会の取り組み	24
<b>基本方針Ⅱ. 地域住民の支え合いによる福祉社会の実現</b>	25
基本目標1. 地域福祉を担う人材の育成	28
基本目標2. 地域福祉の意識の醸成	29
基本目標3. 住民参画と住民主体による生活支援の仕組みづくり	30
基本目標4. 多様な主体による地域福祉の取り組み	31
基本目標5. 災害時要配慮者の地域支援体制づくり	32
<b>基本方針Ⅲ. だれもが安心して利用できる福祉サービスの推進</b>	33
基本目標1. 高齢者、障がい者への福祉サービスの推進	35
基本目標2. 子育て家庭への支援と子どもの健全育成	36
基本目標3. 総合的な福祉サービス情報の提供とサービスの質の向上	37
基本目標4. 権利擁護の推進	38

### 第5章 権利擁護の充実【成年後見制度利用促進基本計画】

1. 計画策定の背景と趣旨	39
2. 計画の根拠と期間	39
3. 現状と課題	39

4. 具体的取組	40
----------	----

## 第6章 計画の推進及び評価

1. 計画の推進（地域福祉推進のためのそれぞれの役割）	43
2. 計画の評価（P D C Aサイクルの確保）	47

## 資料

福祉に関するアンケート調査結果	49
用語解説	62
21世紀むらづくり委員会設置条例	67
21世紀むらづくり委員会部会設置要綱	69
21世紀むらづくり委員会住民福祉部会委員名簿	70

---

## 第1章 計画の策定にあたって

---

第1章では、  
地域福祉計画を策定することとなった背景、  
目的、位置づけ、他の計画との関係、計画の  
期間について説明しています。





## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の背景・目的

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、住民が暮らしていく上での課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、「8050問題」や「ダブルケア」など、個人や世帯においても複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

これらは、従来からある介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの公的な制度のみでは解決が困難であり、公的支援についても課題を世帯としてとらえ、複合的に支援していくことなどが必要とされています。

野田村においても、東日本大震災大津波以後、応急仮設住宅から災害公営住宅や自力再建など、被災者は恒久的な住宅への移行期を終了しつつありますが、震災前から続く少子高齢化・人口減少は、地域で社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かし、要援護者の増加、地域の住民同士による支え合いや相互扶助機能の弱体化、経済的生活困窮、生活環境の変化など様々な生活課題を抱えており、それらの解決に向けた新たな「福祉コミュニティ」の構築が求められています。

これらの変化を踏まえ、住民が様々な地域課題を抱えながらも住み慣れた、あるいは新たな地域で自分らしく暮らしていくよう、地域住民等が支えあい、暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現に向けた体制整備などが進められています。

国では、地域や個人の抱える課題を多様な主体が「我が事」として受け止め、「丸ごと」支えていく「地域共生社会」の実現を掲げ、社会福祉法を改正し、住民主体による地域づくりや市町村による包括的な支援体制の整備など、「地域共生社会」の実現に取り組み始めています。

この計画は、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して、地域の力と公的な支援体制があいまって、地域生活における課題を解決する「地域共生社会」の実現を目的とする計画です。

### 2. 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第4条に規定された地域福祉を推進するための行政計画であり、同法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として策定するものです。

なお、平成28年に制定された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「市町村成年後見制度利用促進計画」についても、本計画と一体で策定するものです。

### 3. 他の計画との関係

野田村総合計画(平成 28 年度から平成 37 年度)の基本構想に沿い、人々が互いに助けあい地域社会全体で支えあう広がりのある、心豊かな福祉の環境づくりを目指すため、野田村総合計画との調和を図り、計画を進めます。

また、野田村高齢者福祉計画(久慈広域連合介護保険事業計画)、野田村障がい者計画、野田村障がい(児) 福祉計画、野田村子ども・子育て支援事業計画(次世代育成支援対策推進行動計画)、健康のだ 21 プランなど高齢者、障がい者、子どもといった対象ごとの施策に関する個別の計画があり、それぞれの分野固有の施策、達成目標などについては、各個別計画に基づいて推進していきます。野田村地域福祉計画は、これらの個別計画に共通する地域福祉推進に関する理念と取組方針等を定めます。

さらに社会福祉法人野田村社会福祉協議会(以下「村社会福祉協議会」という。)が策定する「地域福祉活動計画」と連携しながら計画を推進していきます。

### 4. 計画の期間

計画の期間は令和 3 年度を初年度とし、令和 7 年度までの 5か年とします。

---

## 第2章 地域福祉を取り巻く野田村の現状

---

第2章では、

人口構造等の状況、高齢者福祉、障がい者  
福祉、児童福祉等の福祉行政の現状について  
説明しています。





## 第2章 地域福祉を取り巻く野田村の現状

### 1. 人口構造等の状況

#### (1) 人口・世帯数の構成

令和2年4月1日現在の村の人口は4,201人であり、男性が2,017人、女性が2,184人となっています。また、世帯数は1,660世帯となっており、人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向にあります。

●人口・世帯数の推移 (単位：人・戸)

年度 男女別	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
男性	2,132	2,089	2,059	2,024	2,017
女性	2,276	2,268	2,232	2,205	2,184
合計	4,408	4,357	4,291	4,229	4,201
世帯	1,646	1,655	1,649	1,647	1,660

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

#### (2) 年齢別人口の推移

平成28年から令和2年の人口の推移を見ると、減少傾向となっています。年齢三区分別の構成比では年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少していますが、高齢人口（65歳以上）は増加を続け、平成28年には34.2%であった高齢化率が、令和2年には37.2%となっており、人口の減少及び少子高齢化が進行していることが分かります。

●年齢別人口の推移 (単位：人)

年度 年齢層	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
0～14歳	472	469	455	456	460
	10.7%	10.8%	10.6%	10.8%	10.9%
15～64歳	2,429	2,380	2,302	2,220	2,177
	55.1%	54.6%	53.6	52.5%	51.8%
65歳以上	1,507	1,508	1,534	1,553	1,564
	34.2%	34.6%	35.7%	36.7%	37.2%
合計	4,408	4,357	4,291	4,229	4,201

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## ●令和 2 年の 5 歳階級別人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和 2 年 4 月 1 日現在）

## ●平成 28 年の 5 歳階級別人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（平成 28 年 4 月 1 日現在）

### (3) 自然動態

平成 28 年から令和 2 年の 5 年間については、出生数は増加と減少を繰り返し、死亡数は、減少傾向で推移しています。

#### ●自然動態

(単位：人)

年度 区分	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
出生	30	23	35	20	19
死亡	70	63	66	67	60
増減	-40	-40	-31	-47	-41

資料：住民基本台帳（各年 12 月 31 日現在）

### (4) 社会動態

平成 28 年以降では転入・転出とともにやや減少傾向にあります。転入を転出が上回ることが多いため、社会動態に見る人口の増減はマイナス値となり、人口減少の一因になっていると思われます。

#### ●社会動態

(単位：人)

年度 区分	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
転入	128	78	96	109	97
転出	126	120	125	92	105
増減	-2	-42	-29	17	-8

資料：住民基本台帳（各年 12 月 31 日現在）

## 2. 高齢者福祉の状況

### (1) 高齢化の状況

野田村の65歳以上の人口は、令和2年4月1日現在1,564人であり、高齢化率は37.2%となっています。

要支援・要介護認定者数の状況は、65歳以上は328人となっており、65歳以上人口の約21%となっています。

また、サービスの受給状況は、居宅介護135人、地域密着型51人、施設介護64人となっており、居宅介護は減少、地域密着型は増加傾向にあります。

#### ●高齢化率の推移 (単位：人、%)

年度 区分	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
住基人口	4,408	4,357	4,291	4,229	4,201
65歳以上	1,507	1,508	1,534	1,553	1,564
前期高齢者	664	674	682	697	711
後期高齢者	843	834	852	856	853
高齢化率	34.2	34.6	35.7	36.7	37.2

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

#### ●要介護（要支援）認定者数の推移 (単位：人)

	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
認定者数	328	301	293	321	334

資料：介護保険事業状況報告（各年4月1日現在）

#### ●介護保険認定状況 (単位：人)

年度 保険者	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第1号被保険者	59	49	66	45	38	46	25	328
65～75未満	9	7	8	2	3	4	2	35
75歳以上	50	42	58	43	35	42	23	293
第2号被保険者	2	2	0	0	1	1	0	6
総数	61	51	42	45	39	47	25	334

資料：介護保険事業状況報告（令和2年4月1日現在）

## ●介護保険サービス受給者数

(単位：人)

サービス別 ＼年度	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
施設介護サービス	64	60	62	64	64
地域密着型	27	41	40	48	51
居宅介護サービス	160	150	120	130	135
総数	251	251	222	242	250

資料：介護保険事業状況報告（各年4月1日現在）

## (2) 高齢者福祉サービス

高齢者に対する福祉施策は、平成12年度からの介護保険制度の導入により、施策全体が再構築されました。これまで「措置」により行われてきた要介護者に対するサービスは、介護保険制度により民間事業者等がサービス提供することとなっています。

高齢者に対するサービスは、村内の事業者として、社会福祉法人野田白寿会、企業組合労協センター事業団のだ地域福祉事業所、社会福祉法人健慈会が、特別養護老人ホームやグループホーム、デイサービス、居宅介護支援事業所、生活支援や福祉有償運送などの事業を実施しています。

村では、久慈広域連合と連携し介護保険事業の推進を図るとともに、生活支援ハウスの運営を社会福祉法人野田白寿会に、生活支援コーディネーター事業、在宅要介護者紙おむつ給付事業は村社会福祉協議会に、在宅高齢者食事サービス事業は民間事業者に、それぞれ委託し実施しています。

また、介護予防事業等については、地域包括支援センターが中心となり実施しており、令和2年度にそれまでの委託から村直営に移行し、行政との連携強化を図っています。

なお、高齢者福祉に係る施策は、「野田村高齢者福祉計画」「久慈広域連合第8期介護保険事業計画」に基づき事業を推進しています。

### 3. 障がい者福祉の状況

#### (1) 障がい者の状況

障がい者手帳を所持している人の数は、令和元年度末時点 270 人で、人口に占める割合は 6.4% となっています。

障がい別では、身体障害者手帳 162 人、療育手帳（知的障がい者のための手帳）54 人、精神障害保健福祉手帳 54 人となっており、身体障害者手帳所持者が全体の 60% を占めています。

●身体障害者手帳所持者数 (年齢別) (単位：人)

年度 年齢	H27	H28	H29	H30	R1
18歳未満	3	2	2	1	1
18～65 歳未満	39	42	31	38	38
65歳以上	120	115	115	116	123
合計	162	159	148	155	162

(総合等級別) (単位：人)

年度 等級	H27	H28	H29	H30	R1
1級	57	55	50	54	61
2級	29	29	30	33	31
3級	22	20	14	14	16
4級	32	33	35	36	35
5級	11	12	11	10	11
6級	11	10	8	8	8
合計	162	159	148	155	162

(障がい種別) (単位：人)

年度 障がい種別	H27	H28	H29	H30	R1
視覚・視野	17	13	13	13	14
聴覚・平衡	11	11	10	12	11
音声・言語・咀嚼	3	4	2	2	2
肢体不自由	79	80	75	75	74
内部	52	51	48	53	61
合計	162	159	148	155	162

資料：県北広域振興局保健福祉環境部（各年度末）

●療育手帳所持者数（知的障がい者）

(単位：人)

年度 年齢	区分	H27	H28	H29	H30	R1
18歳未満	A（重度）	2	3	2	1	1
	B（中軽度）	4	5	5	6	5
	計	6	8	7	7	6
18歳以上	A（重度）	18	18	19	20	19
	B（中軽度）	26	27	26	27	29
	計	44	45	45	47	48
合計	A（重度）	20	21	21	21	20
	B（中軽度）	30	32	31	33	34
	計	50	53	52	54	54

資料：県北広域振興局保健福祉環境部（各年度末）

●精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者数

(単位：人)

年度 等級	H27	H28	H29	H30	R1
1級	38	37	47	37	29
2級	11	14	11	14	24
3級	0	0	0	1	1
合計	49	51	58	52	54
自立支援医療 (精神通院)	85	84	80	81	85

資料：久慈保健所（各年度末）

## (2) 障がい者福祉サービス

本村では、障がい（児）者を対象とした施設サービスがなく、村外の施設を利用している状況でしたが、平成26年度に障がい児を対象とした田野畠村ハックの家運営による「放課後等デイサービス」施設が村内に開所し、また、平成27年度に障がい（児）者を対象とする特定非営利活動法人風花運営による「地域活動支援センター」が開所され、地域生活支援事業によるサービスが提供されています。

在宅サービスは、村内の事業者として、社会福祉法人野田白寿会、企業組合労協センター事業団、社会福祉法人健慈会が、ホームヘルプサービスやデイサービス事業を実施していますが、現状としては障がい者のデイサービスの利用はありません。

また、本村では企業組合労協センター事業団に委託し、福祉有償運送事業や公的制度の対象にならない身近で様々な生活支援サービスを実施してきました。

障がい者の自己決定と自己選択の尊重、障がいに関する制度の一元化、新たな課題に対応したサービス基盤整備等、「ノーマライゼーション」を基本的的理念とした野田村障がい者計画を策定していますが、その計画に示した基本的的理念を遂行するためには、障がい者やその家族に対するケアマネジメント体制を整備するとともに、障がい者の立場に立った情報提供や権利擁護等の推進、苦情処理システムの確立など、障がい者が地域で安心して暮らせるような社会基盤の整備が求められています。

## 4. 児童福祉の状況

### (1) 少子化の状況

本村でも、少子化の進行により 15 歳未満の人口が減少し 65 歳以上の人口が増加しています。15 歳未満の年度末人口を比較すると、平成 13 年 891 人でしたが、平成 23 年 519 人、平成 28 年 472 人、令和 2 年 460 人と 19 年間で 431 人減少しています。

また、出生数はその年によって増減はあるものの、緩やかな減少傾向が見られました。

●乳幼児、小学校低学年児童数（8歳以下人口）各年齢別の推移（単位：人）

年度 年齢	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R2 年
0歳	35	24	29	33	22
1歳	28	36	21	27	36
2歳	36	30	38	22	30
3歳	33	37	29	35	24
4歳	23	33	38	30	36
5歳	34	22	32	36	30
6歳	23	33	24	34	36
7歳	31	25	33	23	34
8歳	32	30	25	32	23
計	275	270	269	272	271

資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

### (2) 児童福祉サービス

保育は、村内3か所の保育所（野田村、日向、玉川）で実施しており、幼稚園や認定こども園はありません。保育の必要性のある子どもを対象としたサービスが主となっており、求職活動を事由とする入所も認められてます。近年、共働き世帯の増加などにより、とくに0歳児からの入所希望が増加してきており、久慈市等への広域入所によって対応していますが、今後も保育の需要は高まつてくるものと予想されます。

令和2年4月1日現在、野田村保育所には90人、日向保育所には29人、玉川保育所には20人、村外保育所に14人が入所しており、3歳児以上からはほとんどの子どもが保育所に入所しています。

また、野田村保育所では村の業務委託により延長保育も実施するほか、地域子育て支援センターを設置し、保育所に入所していない就学前の子どもと親を対象に施設の開放のほか、子育て相談や育児支援を行っています。

令和2年度には日向保育所が改築され、令和3年度には玉川保育所の改築が予定されているほか、令和元年度からは村独自に保育料の完全無料化を実現しており、また、家庭での育児を希望する世帯には「在宅育児応援手当」を支給するなど多様な子育て支援を行っています。

就学した子どもに対するサービスとしては、放課後児童クラブ（城内、玉川）があり、登録者が健全な育成を図ることを目的とした遊びを主とする活動を行っています。

このクラブは、保護者が共働きなどのため、学校から帰っても家庭に誰もない小学生を対象に行っており、保育所と同様に、共働き世帯の増加や核家族化の進展により利用者が増加してきています。

令和2年度からは、様々な課題を抱える子どもの居場所として“フリースペースゆい”が月1回開催されており、学習などの支援が行われています。

※R2は新型コロナウイルスの感染拡大により未開催。

子どもを取り巻く環境の課題として、子どものいる家庭が抱える問題も多様化・複雑化しています。本村においても支援を必要とする家庭があり、「野田村要保護児童対策地域協議会」において、虐待のほか支援が必要な子どもや家庭についての対策を関係機関と協議しています。

## 5. 生活保護の状況

生活保護の状況は、被保護世帯、被保護人員ともに横ばいともいえる状況にあります。令和2年4月1日現在の被保護世帯19世帯、被保護人員23人となっています。

（単位：世帯、人、%）

年度 区分	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
被保護世帯	18	22	21	20	19
被保護人員	21	26	25	23	23
保護率	4.8	6.0	5.8	5.4	5.5
世帯数	1,646	1,655	1,649	1,647	1,660
人口	4,408	4,357	4,291	4,229	4,201

資料：生活保護台帳（各年4月1日現在）

## 6. 地域福祉を支える関係団体・組織等の状況

### (1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地区を担当する民生委員・児童委員が11人、主に児童を担当する主任児童委員が2人おり、厚生労働大臣から委嘱され活動をしていますが、現在4人の民生委員・児童委員が欠員となっています。主な活動として、生活困窮者、児童、心身障がい（児）者、高齢者、ひとり親世帯等、援護を必要とする人々が安心して暮らせるよう身近な相談先として、訪問等による支援を行っています。その活動内容は、令和元年度の相談・支援件数をみると「日常的な支援」や「健康・保健・医療」、「高齢者に関すること」が多くなっています。

### (2) 社会福祉協議会

村社会福祉協議会は、地域福祉推進の担い手として、地域福祉活動事業、日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業、社会福祉協力校事業、児童館管理運営等事業、ボランティアセンター事業、地域支援事業、相談支援事業、生活福祉資金等貸付事業などを行っています。

### (3) 地域

地域活動の基となる行政区は30地区あり、行政の事務を円滑に遂行するため、から委嘱を受けた行政連絡員が村民と行政のパイプ役として活動を行っています。

また、行政区毎に特色のある活動や各種行事を行うなど生活に密着した様々なコミュニティが形成されています。

### (4) 老人クラブ等各種団体、ボランティア、NPO

#### ① 老人クラブ

老人クラブは、おおむね60歳以上の高齢者によって活動が行われており、友愛訪問活動や清掃奉仕活動のほか健康づくり事業等を行っています。会員数については、全体的には減少の傾向にあります。この要因のひとつは、新しく会員となる若年高齢者が少なく会員が高年齢化している状況が挙げられます。

#### ② 各種団体等

各種団体には身体障害者協議会、母子寡婦福祉協会、精神障がい者家族会、青年・女性団体、ボランティア、NPO法人などがあり、どの団体においても新しい会員の不足が課題として挙げられています。

## 7. ひとにやさしいまちづくりの状況

### (1) 公共の建物のバリアフリー化の状況

平成8年に岩手県の「ひとにやさしいまちづくり条例」が施行されたことを受け、あらゆる住民の利便を考慮し、役場庁舎や生涯学習センター、体育館、保健センター、十府ヶ浦公園やひだまり公園などの公共施設に多目的トイレ(オストメイト対応設備やベビーチェアなどの乳幼児用設備を備えたトイレ。)の設置のほか、観光施設などにもスロープの設置など、バリアフリー化は浸透しています。

### (2) 道路、歩道の状況

野田村総合計画に基づき、道路の歩道整備を計画的に進めています。

### (3) 公営住宅の整備状況

これまで、既存の公営住宅における段差解消や建物の主要な部分への手すりなどの設置は実施できていませんでしたが、東日本大震災以降、被災者向けに建設された災害公営住宅や公営住宅では、手すりやスロープの設置、バリアフリー化など高齢者や障がい者等にも配慮した住環境の整備が行われています。

### (4) 公共交通機関のバリアフリー化の状況

#### ① 鉄道駅の状況

三陸鉄道陸中野田駅は、一部スロープが設置されていますが、乗り場に行くためには階段を利用する以外に手段がないのが現状です。障がい者、高齢者に配慮した利用しやすい駅舎として、バリアフリー化を検討する必要があります。

#### ② 村営バスの状況

村内を巡回する村営バスは、マイクロバス2台体制によるきめ細やかな運行を行い、運賃の完全無料化や、登録することによって一般の人もスクールバスに同乗できる仕組みとなっており、村営バスが通らない場所でのバス利用が可能となっています。

しかし、車いす等には対応していませんので、今後、障がいのある人や高齢者で歩行が困難な方に配慮した多様な交通手段の確保を検討する必要があります。

### (5) 商店街の状況

各店舗では、自動ドアやスロープが整備されているところもあり、バリアフリー化が進んでいます。また、城内地区の商店街では沿道に点字ブロックが整備され、目の不自由な人が利用しやすい環境がつくられています。

しかし、だれもが使いやすい商店街をつくるためには今後も一層の改善が求められ行政と店舗が協力して、住民の見守りやバリアフリー化などを進めいく必要があります。



---

## 第3章 地域福祉施策の推進の方向

---

第3章では、  
地域福祉計画の基本理念、基本方針、施策  
の体系について説明しています。





## 第3章 地域福祉施策の推進の方向

### 1. 計画の基本理念

#### みんなで共に支えあう福祉のむらづくり

少子高齢化が進む中で、子どもから高齢者まですべての住民が安心して暮らすことができ、共に支えあう思いやりのある社会が必要です。村の自然、空間、ゆとりを大切にしながら、だれもが住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう「自助・互助・共助・公助」を基本に、住民、地域、事業者、行政の協働のもとに、「みんなで共に支えあう福祉のむらづくり」を基本理念とします。

### 2. 計画の基本方針

福祉をより身近なものとして、地域住民同士がつながりを持ち、思いやりを持って支えあい、助けあう、共に生きるむらづくりをめざし、地域住民の参画と協働により、地域が主体になる福祉を推進します。

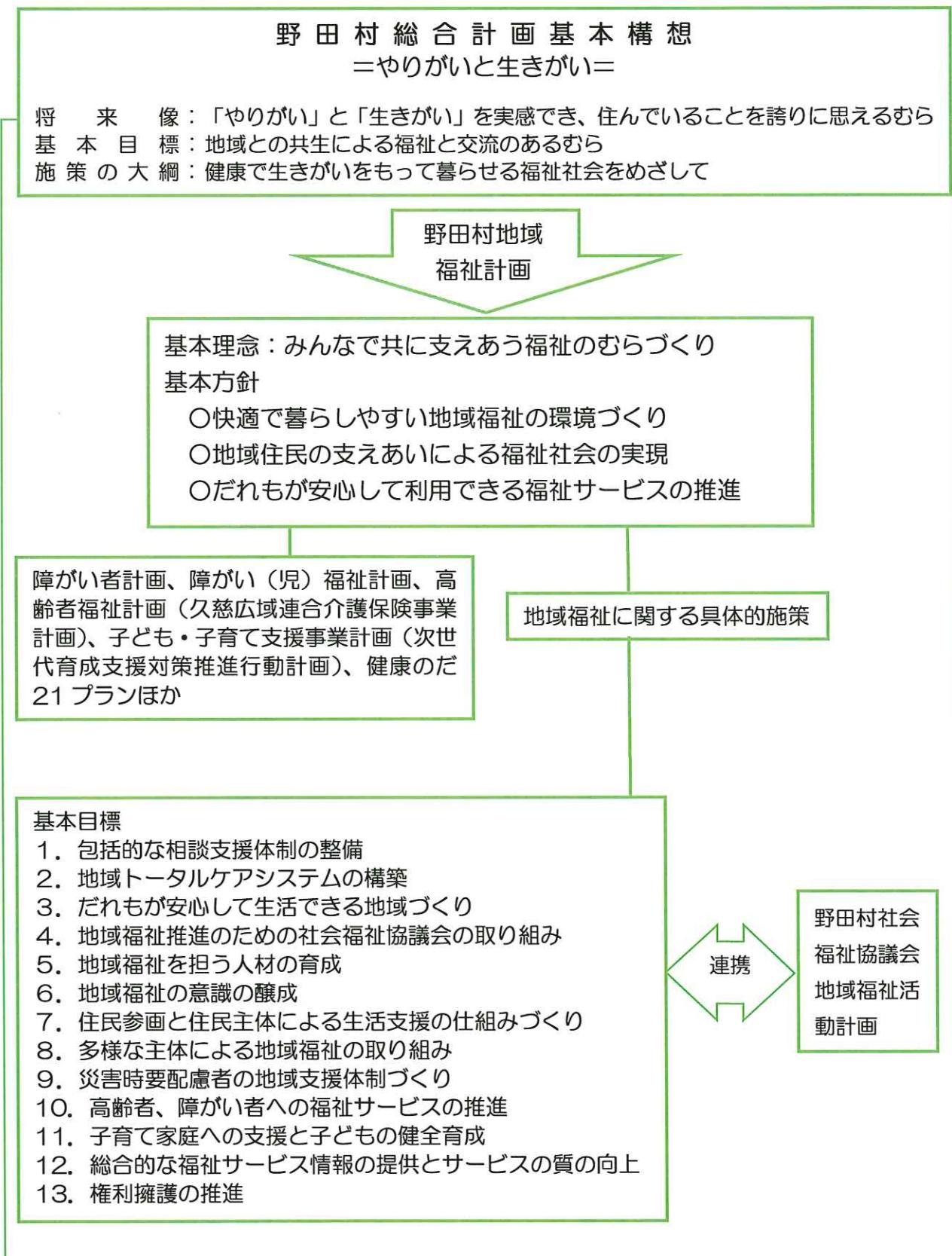
- 基本方針
- 1 快適で暮らしやすい地域福祉の環境づくり
  - 2 地域住民の支えあいによる福祉社会の実現
  - 3 だれもが安心して利用できる福祉サービスの推進

### 3. 計画の施策の体系

住民、事業者、行政などが連携・協働して相互の関連性を保ちつつ取り組みを推進することにより、本計画が効果的に展開されるよう体系化し、包括的な地域福祉の推進を図ります。基本方針に沿って、それぞれ基本目標を定め、みんなで共に支えあう福祉のむらづくりをめざします。

基本理念 みんなで共に支えあう福祉のむらづくり	
基本方針	基本目標
I 快適で暮らしやすい 地域福祉の環境づくり	1 包括的な相談支援体制の整備 2 地域トータルケアシステムの構築 3 だれもが安心して生活できる地域づくり 4 地域福祉推進のための社会福祉協議会の取り組み
II 地域住民の支えあい による福祉社会の実現	1 地域福祉を担う人材の育成 2 地域福祉の意識の醸成 3 住民参画と住民主体による生活支援の仕組みづくり 4 多様な主体による地域福祉の取り組み 5 災害時要配慮者の地域支援体制づくり
III だれもが安心して利 用できる福祉サービス の推進	1 高齢者、障がい者への福祉サービスの推進 2 子育て家庭への支援と子どもの健全育成 3 総合的な福祉サービス情報の提供とサービスの質の向上 4 権利擁護の推進

## 地域福祉計画体系のイメージ





---

## 第4章 基本方針と基本目標

---

第4章では、  
基本方針に基づいた基本目標に対する  
「現状と課題」、「施策の方向性」について  
説明しています。





## 第4章 基本方針と基本目標

### 基本方針Ⅰ．快適で暮らしやすい地域福祉の環境づくり

- ◎ ダブルケアや8050問題など住民が抱える生活・福祉課題が多様化・複雑化してきています。早期発見・解決のため、年齢や障がいの有無によらず、身近なところで相談から支援まで、ワンストップで受けられ、つながりやすい包括的相談窓口の設置を進めます。  
また、多機関で地域の社会資源を活用・調整し、継続的な支援を目指します。
- ◎ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施する「重層的支援体制整備」の取り組みを検討します。
- ◎ 福祉や生活上の課題を解決し、地域で安心して生活するため、地域の相談機関等との情報共有やネットワークを構築し、相談から保健・医療・福祉サービスの利用まで、専門領域を超えた多機関の協働による包括的な支援体制により、生活環境や心身の状態に応じた総合的なケアマネジメント機能を充実させます。
- ◎ 障がいの有無や年齢、性別にかかわらず、すべての人に社会参加の機会が確保される地域づくりのために、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた「ひとにやさしいまちづくり」を進めます。
- ◎ 社会福祉協議会は、社会福祉法において明文化されている社会福祉法人で、地域に密着しながら地域福祉を推進する公共的な民間組織として、村民や関係機関、行政等との協働の場を創出し、またコミュニティワーク（小地域福祉活動）などの地域福祉の推進役として、大きな役割を担うことが期待されます。

#### 「重層的支援体制」

- ①相談支援…介護、障がい、子ども、困窮の相談支援を一体として実施し、本人や世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
- ②参加支援…既存制度のほか、狭間のニーズに対応するため、多様な資源の開拓による総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って社会とのつながりを回復する支援
- ③地域づくりに向けた支援…地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域からの孤立を防ぐとともに、多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援

アンケート調査結果（抜粋）

設問	回答	回答数	%
問 13 いま日常生活で困っていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)	病気のこと	19	17%
	介護のこと	9	8 %
	家族関係のこと	7	6 %
	近所付き合いのこと	3	3 %
	経済的なこと	27	25%
	子育てのこと	5	5 %
	その他	4	4 %
	特に困っていない	33	30%
	※無回答	3	3 %
	計	110	
問 14 困りごとを誰に相談していますか。(3つまで○)	1. 家族	46	35%
	2. 親戚	21	16%
	3. 友人・知人	23	17%
	4. かかりつけの医師	6	5 %
	5. 村役場	1	1 %
	6. 社会福祉協議会	1	1 %
	7. 福祉事業者	2	2 %
	8. 職場の同僚	6	5 %
	9. 相談できる人はいない	3	2 %
	10. 相談していない（しない）	17	13%
	11. その他	2	2 %
	※無回答	4	3 %
	計	132	
問 16 日常生活の困りごとに対する手助けは誰が行うべきだと思いますか。(3つまで○)	家族	56	35%
	地域の住民	15	9 %
	行政（役場など）	37	23%
	社会福祉協議会	13	8 %
	福祉サービス事業者	10	6 %
	ボランティア、NPO法人	2	1 %
	民生委員・児童委員	5	3 %
	町内会や自治会	6	4 %
	分からぬ	12	8 %
	その他	1	1 %
	※無回答	3	2 %
	計	160	

## 基本目標 1. 包括的な相談支援体制の整備

現状と課題	施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 総合相談支援体制については、保健福祉課内に各分野の相談窓口が集約されているほか、地域包括支援センター、県の福祉総合相談センターやところの相談センターなど各事業者でも相談体制を整えています。村社会福祉協議会において、心配ごと相談所を開設しているほか、職員が常時相談を受け付けています。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 相談支援機関等の機能について、窓口を明らかにし村民の理解促進を図ります。 また、相談日程等の情報提供を充実します。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域における相談支援体制については、民生委員・児童委員が身近な支援者として、活動を行っています。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 相談支援に携わる者が、適切な相談支援を行うことができるよう研修等により資質の向上を図ります。</li><li>● だれもが、身近なところで生活福祉に関する相談支援を包括的に受けられるよう、地域包括支援センターや村社会福祉協議会、医療・介護・福祉関係事業者などの多機関での情報共有により、支援までの連携強化を図ります。</li></ul>

## 基本目標2. 地域トータルケアシステムの構築

現状と課題	施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合的なケアマネジメントについて は、介護保険や障害者総合支援制度において、ケアマネージャーや相談支援専門員等により、対象者に合わせて必要な福祉サービスを結びつけることにより、在宅生活が支援されているほか、個別ケースによっては、連携を図った支援も行われています。</li> <li>○ 住民の抱える生活課題が多様化・複雑化するなかで、相談機関などが連携し、支援を必要とする人の個々の生活状況や課題を分析し、その解決のために各分野のサービスや社会資源などを組み合わせて課題を解決し、地域生活を支援していく必要があります。</li> <li>○ 困っているのに自分からは相談しなかったり、周囲からの支援を拒否するなど、地域や関係機関から把握されずにいる「社会的孤立」状態に陥り、課題が重篤化する問題があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 複合した生活・福祉課題にも包括的な支援ができるよう、多機関が集まる「地域ケア会議」の場などを活用し、複合的課題を抱える要援護家庭の情報共有・支援に関する協議の場を整備します。</li> <li>● 地域包括支援センターや村社会福祉協議会など、地域にある様々な社会的資源等との連携による地域のネットワークを形成し、住民が身近なところで相談や包括的な支援を受けられる体制づくりに努めます。</li> <li>● アウトリーチ等を通じて、相談支援につながっていない住民の把握に努めます。</li> <li>● 支援にあたっては、対象者の意向も十分に反映し、個々にあった支援との合意形成、また、ライフステージの変化に応じた柔軟で継続的な支援に努めます。</li> </ul>

### 基本目標 3. だれもが安心して生活できる地域づくり

現状と課題	施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人や家族の病気、社会経済状況の変化など様々な理由で十分な収入を得られず、自立した生活が難しい生活困窮者支援など、現行の福祉制度だけでは対応が困難な新たな課題が顕在化しています。</li> <li>○ 生活困窮者等を早期に把握して、一人ひとりの状況に応じた自立・就労支援が行われ、安心して自立した生活が営めるよう、適切な自立相談支援機関につなぐ相談体制の構築が必要です。</li> <li>○ 生活に課題を抱える住民の支援を通じて、関係機関の連携や新たな社会資源の創出など、課題解決に向けた地域づくりへの取り組みが必要です。</li> <li>○ 隣近所の異変に気付いたときに相談できる窓口が明らかにされておらず、関係機関の発見が遅れる場合があります。</li> <li>○ だれもが安心して生活できる「ひとにやさしいまちづくり」を推進するため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れることが必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 庁内の関係部署（福祉、教育、税務、住宅等）や村社会福祉協議会、民生委員・児童委員などと連携し、生活困窮者等の早期把握に努め、生活困窮者自立支援制度の利用勧奨を行うなど、支援に的確につながるよう努めます。</li> <li>● 住民による隣近所の見守り意識の啓発を進め、近所で暮らす人の異変や福祉ニーズに気づいたときに、関係機関に連絡や相談をしやすい体制づくりを進めます。</li> <li>● 住宅や建物、道路、バス、公園など「まち」を構成するすべてのもののユニバーサルデザイン化の推進に努めます。</li> </ul>

## 基本目標4. 地域福祉推進のための社会福祉協議会の取り組み

現状と課題	施策の方向性
<p>○ 社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の推進の役割を担うことが明文化されており、多様な福祉ニーズに応えるため、様々な福祉サービスを提供しています。</p> <p>今後、村民参加による事業展開を進めるため、社会福祉協議会そのものの更なる理解を深め、村民の関心を高めていく必要があります。</p> <p>○ これまでの地域福祉活動で得たノウハウを有効に活用しながら、村民参加による協働の地域福祉を推進するためには地域福祉活動計画を策定することが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域福祉を進める公共的な組織としての村社会福祉協議会の事業運営に係る支援に努めるとともに、その役割などについて広報等を活用し、村民の理解を促進します。</li> <li>● ボランティア・NPO 法人などの多様な主体による地域福祉活動の展開のために、村社会福祉協議会（ボランティアセンター）が連絡調整等の中心となれるよう、連携を図りながら支援します。</li> <li>● 村民主体による地域福祉を推進するために、小地域活動の一つである「ふれあいいきいきサロン事業」等の普及など、地域のニーズに対応した事業を支援します。</li> <li>● 地域福祉活動計画の策定に向けた取り組みの支援に努めます。</li> <li>● 教育との連携について、村内の学校を社会福祉協力校として村社会福祉協議会が指定していることから、連携して学校で行う福祉教育を支援します。</li> </ul>

## 基本方針Ⅱ．地域住民の支えあいによる福祉社会の実現

- ◎ 地域の福祉ニーズの多様化により、公的サービスだけで対応できない状況が増えていく中で、買い物支援や雪かきなど日常生活に必要な様々なニーズに対応できるボランティアやNPO活動に対する期待が高まっています。ボランティア・NPOによる福祉活動の支援、住民主体の生活支援サービスの創出や、社会福祉法人などによる地域貢献活動の促進を通じて、多様な主体による地域福祉のまちづくりを目指します。
- ◎ 震災により生活環境が大きく変わった地域において、住民自らが地域に関心を持ち、住民同士が共に支えあいながら生活する福祉コミュニティの形成を図ります。
- ◎ 一人暮らしの高齢者や障がい者、高齢者世帯、ひとり親世帯、ひきこもり、生活困窮者など様々な状況にある方が抱える生活・福祉課題の早期発見や解決に向けては、身近な近隣住民や民生委員・児童委員等が協力して日常的に見守り、孤立させない地域づくりを目指します。
- ◎ 高齢や障がいなどで生活上の困難を抱える人を理解し、お互いに支え合いながら共に生きるという「地域共生社会」の考えが普及するよう、地域活動のなかに学ぶ機会を取り入れ、実践し、福祉意識の醸成を図ります。
- ◎ 年齢に関わりなく、いつまでも健康で生きがいをもって、それまで培った知識や経験を活かした、様々な地域活動への参加できる仕組みづくりを進めます。
- ◎ 災害時や緊急時に要配慮者（高齢者や障がい者、外国人、難病患者など）の安否確認、避難支援、生活支援などの必要な支援を、地域住民や地域団体等が行政と連携し、実施できる体制を平常時から構築しておく必要があります。そのため、平常時から要配慮者の地域による見守り体制と個別のニーズに応じた支援対策を構築し、誰もが安心して生活できる支えあいの地域づくりを進めます。

アンケート調査結果（抜粋）

設問	回答	回答数	%
問9 現在、何らかの地域活動に参加していますか。（1つだけ○）	参加している	48	62%
	参加していない	29	37%
	※無回答	1	1%
	計	78	
問10 今後、地域活動への参加依頼があった場合、どうしますか。（1つだけ○）	積極的に参加したい	5	6%
	内容によっては参加したい	46	59%
	当番制なら参加する	4	5%
	おそらく断る	12	15%
	わからない	9	12%
	その他	1	1%
	※無回答	1	1%
	計	78	
問12 地域の人々がお互いに力を合わせて、住みやすい地域にしていくうえでの問題は何だと思いますか。（3つまで○）	近所付き合いが減っている	33	22%
	地域活動に参加する若者が少ない	29	19%
	地域に関心がない人が多い	18	12%
	地域での交流機会が少ない	16	10%
	干渉されてプライバシーが守られない	11	7%
	地域活動に参加しにくい雰囲気がある	14	9%
	日中は地域を離れている人が多い	21	14%
	ひとり親・障がい者に偏見がある	2	1%
	助け合い・支え合いは必要ない	1	1%
	その他	4	3%
	※無回答	4	3%
	計	153	

アンケート調査結果（抜粋）

設問	回答	回答数	%
問17 災害等の緊急時に住民が支え合える地域づくりに、何が必要だと思いますか。 (3つまで○)	自主防災組織づくり	38	27%
	高齢者などの住まいがわかるマップ作りを通じた情報共有	34	24%
	地域での避難訓練や勉強会	28	20%
	福祉施設との連携	20	14%
	その他	2	1%
	わからない	15	11%
	※無回答	2	1%
	計	139	
問18 ボランティアに参加したことがありますか。(1つだけ○)	1. ある	18	23%
	2. ない	60	77%
	計	78	
問20 ボランティア活動に参加したきっかけは何ですか。(あてはまるものすべてに○)	自分たちのために必要な活動だから	7	25%
	人のために役に立ちたかったから	7	25%
	人に誘われたから	4	14%
	付き合い上、断れなかつたから	3	11%
	ボランティア団体に頼まれたから	1	4%
	余暇を有効に活用したいから	1	4%
	なんとなく	3	11%
	その他	2	7%
	計	28	
問21 ボランティア活動に参加できない・参加しない主な理由は何ですか。 (3つまで○)	仕事や家事が忙しくて時間が取れない	28	27%
	身近に活動できる場所やグループがない	12	11%
	自分の健康に自信がない	15	14%
	きっかけがない	26	25%
	人と接するのが好きではない	7	7%
	育児や介護があり余裕がない	3	3%
	興味や関心が持てない	1	1%
	一度始めるとやめれなくなりそう	5	5%
	活動に費用がかかりそう	3	3%
	その他	3	3%
	※無回答	2	2%
	計	105	

## 基本目標1. 地域福祉を担う人材の育成

現状と課題	施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従来の公的サービスで対応できない、様々な生活課題が増えており、ボランティアやNPOによるきめ細やかな生活支援への期待が高まっています。</li> <li>○ ボランティア活動の推進については、支援したい側と支援を受けたい側とのマッチングが必要です。</li> <li>○ ボランティアに関心があるものの、情報不足や様々な理由で活動に参加できないでいる住民がいます。</li> <li>○ 今後のボランティア活動を充実させるためには、ボランティア活動に関心のある住民が、それぞれの希望に応じた活動に参加したり学んだりできる機会を設けて支援する必要があります。</li> <li>○ ボランティア活動の意義を学ぶうえで、直接体験することが理解を深める最良の活動であることから、その活動を今後も支援する必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域のボランティアやNPO活動への住民参加を呼びかけ、安定した活動の継続を支援します。</li> <li>● ボランティアとの連携については、村社会福祉協議会が運営するボランティアセンター事業に対する支援に努めます。</li> <li>● 仕事や家事の合間でも参加しやすい、ちょっとしたボランティアなど、地域における多様なボランティアの活動機会の創出について検討します。</li> <li>● 子どもたちのボランティア活動の必要性の理解を深めるために、学校、地域、村社会福祉協議会などが連携し、地域活動やボランティアなどの福祉活動を体験したり、その取り組みの情報を共有することで福祉を学ぶ機会を提供できるよう地域活動の支援に努めます。</li> <li>● 子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象に、ボランティアの養成と活動参加を促進します。</li> <li>● ボランティア活動を推進するために、ボランティアまつり等を実践活動の場として、開催支援に努めます。</li> <li>● 保健・福祉分野などの専門知識を有するボランティア等の育成や活動を支援します。</li> </ul>

## 基本目標2. 地域福祉の意識の醸成

現状と課題	施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な生活課題の中には、地域で解決できることも多くあることから、地域で解決する仕組みづくりが必要です。それには住民の福祉や地域活動に関する意識の高まりが重要であり、行政だけでなく学校や地域、家庭等それにおいて、「支えあい・助けあい」意識の醸成を図る必要があります。</li> <li>○ 従来、三世代家族や地域間交流の中で自然に培われてきた子どもたちの「思いやりのこころ」が、少子化、核家族化、価値観の多様化、個人尊重の風潮、インターネットなどのメディアの影響等により十分に育っていないことが危惧されています。</li> <li>○ 自然豊かな村の特徴を活かし、子どもが自然と触れ合い、異世代と交流しながら「思いやりのこころ」を学べるよう、子ども会活動等を支援し充実させる必要があります。</li> <li>○ 福祉の理解を進めるうえで、学校教育等における取り組みは大切で、現在、福祉施設等と学校等との交流が行われていますが、直接触れ合うことでより一層の理解を得られることから、学校やサービス事業者等の理解と協力は今後も必要です。</li> <li>○ 関係機関とつながっておらず、ちょっとした困りごとなどでも、地域で相談・解決できずにいたり、課題を抱えたままでいる、一人暮らしや高齢者世帯が増えています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民の「支えあい・助けあい」の意識の高揚を図るために、村社会福祉協議会が支援を行っている「ふれあいきいきサロン」など様々な地域活動や広報等の活用により意識の醸成に努めます。 また、関係機関が連携し、住民相互のコミュニケーションの維持やコミュニティの継続に向けた取り組みの支援に努めます。</li> <li>● 地域の福祉活動を活発化させるために、村内外の先進地区で行われている世代間交流やボランティア活動の内容や成果について、村民に情報提供します。</li> <li>● 次代を担う子どもたちの「思いやりのこころ」を豊かに育むため、家庭・地域・学校が連携して地域ぐるみでボランティア活動の機会をつくり、ボランティアをしてみたいという子どもたちの気持ちを育てます。</li> <li>● 支援を受ける側の意識醸成として、困ったときには相談しやすい地域づくりを進めます。</li> <li>● 援助や配慮を必要としている方のマークとして全国に普及し始めているヘルプマークや、障がい者や難病患者等の各種マークの紹介を通じて、人を思いやる「心」の醸成を進めます。</li> </ul>

### 基本目標3. 住民参画と住民主体による生活支援の仕組みづくり

現状と課題	施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な課題や福祉ニーズに対応するため、地域に根ざした福祉サービスを創出し展開する必要があります。 障がい者や高齢者等においては、当事者団体が、自立と社会参加のために行う活動を支援することや、ボランティアやNPO等を育成し、福祉サービスの創出を支援する体制づくりが必要です。</li> <li>○ 少子高齢化、核家族化により、買い物や雪かき、子育てなど、公的サービスを利用できない日常生活の「困りごと」に支援を必要としている住民が増えています。</li> <li>○ 災害公営住宅等の新たな地域コミュニティ活動の支援など、生活の質の維持・向上のための取り組みが求められています。</li> <li>○ 住民主体による地域福祉活動については、それぞれの住民の善意による活動のほか、地域の特徴を生かした「地区サロン」、「介護予防活動」など、地域住民の支えあい活動が行われております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の課題を地域で解決する取り組みとして、身近な行政区単位等で課題を話し合える場が必要であることから、「支え合いマップ」の作成支援などを通じた地域の話し合い活動の支援を検討します。</li> <li>● 村社会福祉協議会（ボランティアセンター）により、ボランティア活動を希望する人と福祉ニーズとをマッチングができる仕組みを作ります。 また、新たな福祉サービスの創出に協力し支援するボラティア等を育成します。</li> <li>● 被災後の新たな生活環境における、相互の見守りや支え合いによる新たなコミュニティづくりを支援するため、地区サロンなどの住民主体の活動を支援します。</li> <li>● 認知症に関する正しい知識の普及啓発に努め、本人や家族に対する、地域による見守り等の支援体制を検討します。</li> <li>● 介護予防に資する住民自らによる通いの場の創出を支援し、自発的で継続性のある介護予防の取り組みを推進して、健康寿命の延伸を図ります。</li> <li>● 日常生活の困りごとに対し、社会資源を活かしながら、さらにきめ細かく対応できる住民主体の生活支援サービスの創出を目指します。</li> </ul>

## 基本目標4. 多様な主体による地域福祉の取り組み

現状と課題	施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域福祉活動の一つであるサロン活動は、参加者や地域からの評価も高く、その活動が理解され浸透しています。</li> <li>○ 老人クラブでは地域の清掃活動や友愛訪問が行われるなど、各種団体においても様々な取り組みが行われています。</li> <li>○ 地域福祉活動は、主に地域で善意のボランティアや民生委員・児童委員が担い手として様々な課題解決に向け努力しています。 地域福祉活動をさらに推進し、継続させるためには、地域住民の参加を促進し、民生委員・児童委員、行政、関係機関・団体等との連絡調整等のコーディネート機能が必要です。</li> <li>○ 民生委員・児童委員は住民が身近で相談しやすい支援者ですが、住民の抱える生活課題が複雑化していること、期待される役割の増大から負担が大きくなり、担い手が不足しています。 また、個人情報保護の観点からかえつて情報が提供されにくくなっているなどの課題があります。</li> <li>○ 少子高齢化や核家族化が進む中で、地域で世代を越えてふれあえる機会が少なくなっています。 世代間の交流は子育てや高齢者の生きがい活動の一環としても有意義であり、地域での継続的な交流の場の創出が必要です。</li> <li>○ 人権擁護委員による人権に関する特設相談所が年2回開催されるとともに、常時委員が相談を受け付けています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者や高齢者等の各種団体が行う活動を支援することで、自立と社会参加を促進します。</li> <li>● 生活支援コーディネーターなどが中心となり、地域活動の把握と、関係機関との連絡調整に努めます。</li> <li>● 民生委員・児童委員については、地域の支援者としての活動を適切に支援し、情報を共有し専門機関に繋ぐなど、その役割や社会的な重要性についての啓発活動を促進します。</li> <li>● 子どもから高齢者まで世代を越えた支えあいの地域づくりの場をめざし、世代間交流事業の充実を図るとともに、参加意識の啓発に努め、地域で暮らすための基盤づくりに取り組んでいきます。</li> <li>● 人権擁護委員等による「人権教室」などの子どもたちの人権意識を高める活動を支援します。</li> </ul>

## 基本目標5. 災害時要配慮者の地域支援体制づくり

現状と課題	施策の方向性
<p>○ 災害による被害を未然に防止、または最小限に食い止めるためには、日頃からの備えが不可欠です。</p> <p>特に災害が発生すると要配慮者の負担は大きいことから、地域での支援体制及び情報伝達体制の充実を図り、要配慮者が安心して生活できる環境をつくる必要があります。</p> <p>○ 要配慮者に対する地域ぐるみの協働支援体制として、自主防災組織づくりを推進する必要があります。</p> <p>また、要配慮者を支援するために必要な情報を記載した計画や避難行動要支援者名簿などは随時更新する必要があります。</p> <p>○ 避難行動要支援者名簿の整備にあたり、災害時に要配慮者の安否確認及び避難行動等を支援する「地域支援者」を設けるなど、要配慮者の迅速な支援体制づくりを確立する必要があります。</p> <p>○ 緊急時の避難経路等について、安全に避難できるように日頃から確認しておくことが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域支援体制づくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員などによる災害時要配慮者名簿と支援マップづくりなど地域ぐるみの支援体制づくりを支援します。</li> <li>・ 地域内の住民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、災害ボランティアの育成支援に努めます。</li> <li>・ 災害時要配慮者避難支援計画や避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、情報の的確な把握と共有に努めます。</li> <li>・ 福祉避難所の指定を増やすなど、避難時の支援体制強化に努めます。</li> <li>・ 緊急時に要支援者への避難支援が的確に行われるよう、近隣住民による日常の見守り体制づくりに取り組みます。</li> </ul> </li> <li>● 情報伝達体制づくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時要配慮者の安否確認の情報を地域内及び関係機関等に対して迅速に伝達できる体制の整備に努めます。</li> <li>・ 視聴覚障がい者などにも情報伝達が的確に行われるよう情報手段における合理的な配慮の確保に努めます。</li> </ul> </li> <li>● 安全な生活環境づくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域において、日常生活で通行に支障がある箇所や危険箇所などを点検し、安全な生活環境の整備促進に努めます。</li> </ul> </li> </ul>

### 基本方針Ⅲ. だれもが安心して利用できる福祉サービスの推進

- ◎ だれもが住み慣れた地域で、安全に安心して生活を続けるため、「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。
- ◎ だれもが地域で安心して生活するためには、生涯を通じて福祉サービスを適切に利用できることが重要です。福祉サービスの利用者を保護し、事業者が適切なサービスを提供できるよう、事業者等とともに利用者が安心してサービスを利用できる仕組みづくりを推進します。
- ◎ 利用したい福祉サービスの情報を、いつでも簡単に取得できるよう、総合的に情報提供できる仕組みづくりを目指します。
- ◎ 地域の社会資源を活かしながら、福祉ニーズに対応して活動できる人材の確保・育成を目指します。また、不足しているサービス事業所の福祉人材確保・育成支援を検討します。
- ◎ 少子化などの地域人口の減少対策として、保育料や子どもの医療費の無料化等の支援による「子育てしやすいむらづくり」を進め、若者が安心して家庭を持ち、子どもを産み育てることができ、家庭や子育てに希望を持つ環境づくりを進めます。

アンケート調査結果（抜粋）

設問	回答	回答数	%
問 22 現在、福祉サービス（子育て、障がい、介護など）を利用していますか。（1つだけ○）	1. 利用している	13	17%
	2. 利用していない	63	81%
	※無回答	2	3%
	計	78	
問 23 福祉サービスを利用した時に、説明された内容と違っていたり、不満や疑問を感じたことがありますか。（1つだけ○）	ある	2	15%
	ない	11	85%
	計	13	
問 24 福祉や健康に関する情報をどうやって知りますか。（3つまで○）	のんちゃんネット	32	17%
	広報のだ	37	20%
	テレビやラジオ	19	10%
	回覧板	28	15%
	新聞	13	7 %
	家族や友人・知人	21	11%
	病院や施設	9	5 %
	インターネット	11	6 %
	本や雑誌	6	3 %
	近所の人	4	2 %
	特に入手していない	8	4 %
	計	188	
問 25 福祉や健康についてどんな情報を知りたいと思しますか。（3つまで○）	健康づくりについて	27	19%
	子育てについて	7	5 %
	高齢者や障がい者に関するサービスについて	22	15%
	福祉や健康のサービス利用方法について	25	17%
	介護保険や介護サービスについて	23	16%
	ボランティアやNPOなどの住民の活動について	2	1 %
	健康や生きがいづくりの講座について	10	7 %
	高齢者や障がい者が生活しやすい住宅や福祉機器について	11	8 %
	特になし	17	12%
	計	144	

## 基本目標1. 高齢者、障がい者への福祉サービスの推進

現状と課題	施策の方向性
<p>○ 高齢者福祉は、これまで支援の緊急性の高い高齢者のために施設入所サービスの充実を優先的に推進してきました。</p> <p>しかし、施設で暮らすよりも、できる限り住み慣れた自宅や地域で暮らししたいと考える人のための、地域での生活基盤づくりを重点的に進める必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者や障がい者などが地域での在宅サービスや住まいの支援などを受けながら、地域で暮らし続けるためのサービス基盤づくりを進めます。</li> <li>また、地域で暮らし続けるために、「保健」、「福祉」、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい」、「生活支援」が一体的に提供されていく「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。</li> </ul>
<p>○ 障がい（児）者福祉は、相談支援体制や就労継続支援サービスなどが充実してきています。</p> <p>しかし、障がい（児）者が地域で暮らし続けるためには、相談支援体制、住まいの支援、一般就労に対する支援などにより障がいがあっても地域で安心して暮らし続けるための基盤づくりを進める必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りながら、在宅生活の支援を行います。</li> <li>● 高齢者や障がい者が地域で安心して生活できるよう医療・介護の連携を強化し、医療と介護が一体的に切れ目なく提供される体制づくりに取り組みます。</li> <li>● 障がい者手帳の取得・サービス利用などについては、民生委員・児童委員等の関係機関や地域住民からの情報をもとに、岩手県福祉総合相談センター等と連携を図りながら支援します。</li> <li>● 障がいのある人が地域で安心していきいきと暮らし続けることができるよう、地域の資源の確保やサービス基盤の充実を図っていきます。</li> <li>● 高齢者や障がい者の日常生活に必要な、地域における支え合い体制を構築するため、地域における「生活支援サービス」などを支援します。</li> </ul>

## 基本目標2. 子育て家庭への支援と子どもの健全育成

現状と課題	施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様化する保育ニーズに対応した施策を展開してきましたが、共働きの家庭が増えているため、〇歳児からの保育ニーズも高まり、村内の保育所の利用定員がひっ迫している状況があります。また、核家族化等により、子育て家庭において突発的な用事などの際の一時預かりなどの養育支援が必要となるケースもあります。</li> <li>○ 近年の子どもたちは、安全に遊ぶ場所の不足、テレビゲームやインターネットの普及等により、屋外でのびのび遊ぶ機会が減少し、地域や異年齢の子どもたちとの交流の機会等は少なくなっています。それにより、地域での道徳や福祉を学べる場も少なくなっています。 放課後児童クラブは、異年齢児童の交流の場として期待されることから、その活動を通じて道徳と福祉に対する理解を深める必要がありますが、利用を希望する家庭の増加、現在の施設の老朽化などから、十分な活動場所の確保が課題となっています。</li> <li>○ 家庭における養育能力の低下、貧困、虐待、障がいなど、子育てに関する様々な課題を抱える家庭が増えています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠、出産、育児などについて、総合的な支援を行う子育て世代包括支援センターの設置に取り組みます。</li> <li>● 子ども・子育て新制度により保育や地域の子育て支援を充実するため、子どもはみんなの「宝」であるという考え方から、家庭や子育ての大切さについて意識啓発を行い、地域全体で子育てを支援するやさしい環境づくりに取り組んでいきます。</li> <li>● 学習支援など地域において子どもの支援に取り組んでいる団体を支援し、様々な課題を抱える子どもたちの居場所づくりを支援します。</li> <li>● 子ども会活動が地域に根ざした活動となるよう、学校と連携し、活動の取り組みに対し支援に努めます。</li> <li>● 地域での支えあい活動や子ども会の行事が継続的に行われ、子どもたちが積極的に参加できるよう、村民への地域福祉の浸透を図ります。</li> <li>● 利用ニーズの増加に対応し、児童の健全育成に資するため、放課後児童クラブの活動場所の確保に取り組みます。</li> <li>● 子育てに関する支援が必要な家庭に対し、関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会と連携を図りながら支援します。</li> </ul>

### 基本目標3. 総合的な福祉サービス情報の提供とサービスの質の向上

現状と課題	施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健福祉に関する情報提供については、各種サービスや介護保険制度などを広報紙や村のホームページに掲載しているほか、制度改正やサービス開始時にはその都度チラシやパンフレットなどにより周知を図っていますが、一過性のものだけでなく、冊子として家庭に保存できるものや、視聴覚障がい者のための口頭伝達の方法など多様で継続的な周知方法を検討する必要があります。</li> <li>○ 苦情解決体制の充実については、サービス事業者ごとに苦情相談の窓口を設置し、苦情の解決のために適切に対応することとされていますが、苦情の申立方法や相談窓口が十分に知られていない等の課題があります。</li> <li>○ サービス事業者には、第三者委員会の設置が義務付けられており、その他にも岩手県福祉サービス運営適正化委員会等において苦情解決の相談を行っています。利用者の中には、情報不足等により相談できないでいる人も潜在していると考えられることから、相談しやすく、迅速かつ適切に苦情の解決が図られる体制を整備する必要があります。</li> <li>○ 福祉サービスの評価と情報公開についての自己評価、第三者評価は、各サービス事業者が自主的に取り組むこととされています。サービス事業者が自己評価、第三者評価を行い、改善を図ることが利用者へのサービス向上につながることから、適切な福祉サービスの評価に取り組むための支援が必要です。</li> <li>○ 福祉サービスの専門職員が確保できず、事業継続に苦慮している事業所があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 村広報やチラシ及び村ホームページ、のんちゃんネットなどによる保健・福祉サービスの情報提供のほか、視聴覚障がいなどサービス利用希望者の特性に配慮した情報提供に努めます。</li> <li>● 各種福祉サービス等の情報提供について、行政と社会福祉協議会など関係団体が連携を図り、効果的な情報提供と相談窓口の設置に努めます。</li> <li>● サービス事業者に設置されている苦情解決のための第三者委員会制度について、村民に周知を図るとともに事業者から利用者への情報提供を促進します。</li> <li>● サービス事業者等と地域との連携を深めるため、施設の担当者や苦情解決に関する第三者委員と意見交換等ができるような懇談の場の設定に努めます。</li> <li>● 福祉サービスの維持のため、福祉サービスを支える人材の育成について、サービス事業者等と連携しながら取り組みます。</li> </ul>

## 基本目標4. 権利擁護の推進

現状と課題	施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 権利擁護体制については、自己判断能力に不安のある認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の権利を擁護する制度として、日常生活自立支援事業と成年後見制度があります。</li> <p>日常生活自立支援事業については、久慈圏域共同で取り組んでおり、令和2年4月現在村内で1人の利用があります。制度がよく理解されていないことから、村民及び福祉関係者に対しても権利擁護制度の啓発を図り、制度の理解を深める必要があります。</p> <li>○ 虐待等については、サービス事業者や地域でのサロン活動による見守りが早期発見に大きな役割を果たすと期待されています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常生活自立支援事業、成年後見制度など権利擁護に関する制度について、村民に情報提供するとともに、福祉関係者に対し、研修会や会議等を通じて制度の理解を深めます。</li> <p>また、権利擁護の推進を図るため、久慈圏域で共同設置した「久慈地域成年後見センター」との連携により、成年後見制度などの普及を進めます。</p> <li>● 児童、高齢者、障がい者に対する虐待のない地域づくりに向け、学校やサービス事業と連携するとともに、近隣住民など地域の見守り体制の構築など、発生予防、早期発見、相談対応に努めます。</li> </ul>

---

## 第5章 権利擁護の充実

### 【成年後見制度利用促進基本計画】

---

第5章では、  
「成年後見制度利用促進計画」を策定し、  
制度の利用促進に関する取組内容について  
説明しています。





## 第5章 権利擁護の充実【成年後見制度利用促進基本計画】

### 1 計画策定の背景と趣旨

成年後見制度は、判断能力の不十分な方々を、成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約行為などを行うことにより、本人の権利擁護支援を図る制度です。国は、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）」を施行し、同法に基づき成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。こうした中、久慈市、洋野町、野田村及び普代村では、平成28年12月に久慈地域成年後見センター（以下「センター」という。）を共同設置しましたが、さらに広域行政としての権利擁護の取組を進めるため、久慈圏域成年後見制度利用促進基本計画（以下「広域促進計画」という。）を令和3年3月に策定することとしております。

本村においても、広域促進計画の理念等を踏まえ、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、野田村成年後見制度利用促進基本計画（以下「市町村促進計画」という。）を策定することとしました。

### 2 計画の根拠と期間

市町村促進計画は、利用促進法第14条第1項の規定に基づく市町村計画として策定するものです。

計画期間は、「野田村地域福祉計画（第2期）」の計画期間に合わせて、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

### 3 現状と課題

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定に係るアンケート調査によると、「成年後見制度を知っているか」の問い合わせに対して、「名称も内容も知っている」が15%にとどまり、「名称も内容も知らない」と73%が回答しています。

また、「成年後見制度の利用を利用したいと思うか」という問い合わせに対しては、「利用したい・検討したい」が48%となりましたが、「久慈地域成年後見センターを知っているか」の問い合わせに対し、「知らない」が78%となっています。

一方、令和元年に実施した「久慈圏域における成年後見に関するニーズ調査」によると、「久慈地域成年後見センターの認知度」の問い合わせに対し、約8割の事業所が「（業務内容も含め）知っている」と回答し、関係機関に対するセンターの認知度は高まっていることから、地域住民に対しても広く成年後見制度を周知するとともに、利用しやすい体制の整備に努める必要があります。

## 4 具体的取組

広域促進計画の基本理念及び3つの「基本目標」と「実施計画」を踏まえ、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

### **基本目標1 成年後見制度の利用支援**

#### **実施計画1－1 相談体制の充実**

権利擁護に関する相談に際し、久慈地域成年後見センター等と連携して成年後見制度や日常生活自立支援事業、その他の行政サービスについて総合的に対応するとともに、きめ細やかな相談体制の整備に努めます。

#### **実施計画1－2 普及啓発の推進**

制度啓発のため、センターによる市民セミナーや、事業所や町内会において出前講座等の講習会が活発に行われるよう、広報活動と地域住民への制度の普及啓発に努めます。

#### **実施計画1－3 審判請求費用及び報酬費用に対する助成**

首長申立てによる後見等の申立てを適切に行うとともに、成年後見制度利用支援事業による申立て費用の補助及び親族以外の第三者に対する後見報酬等の補助を行うことで、利用者が安心して成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

### **基本目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり**

#### **実施計画2－1 地域連携ネットワークにおける関係者等の役割と連携**

関係機関や地域で行われている日常的な相談支援や見守り活動を活かしつつ、新たな連携を図ることにより、支援の必要な住民に制度利用がいきわたる体制を整備します。

#### **実施計画2－2 実施体制の整備等**

センターを中核機関として位置づけ、制度利用が必要な住民をいち早く把握し、成年後見制度の適切な利用を促進します。

- ・ 中核機関のコーディネートのもと、成年後見人等支援のため家庭裁判所との情報連携、制度に関する相談窓口、利用促進、広報活動を行います。
- ・ 久慈地域成年後見ネットワーク会議を協議会機能として運営し、サービス事業者や関係機関との連携を図ります。
- ・ 困難事例等の検討など、関係機関との情報交換等を行い、新たな課題や多様化するニーズについて協議し、支援体制の充実に努めます。

- 制度利用に関する実務の向上のため、中核機関のコーディネートにより個々のケースへの助言や受任調整会議を行う際、本人の意向確保及び尊厳の保持のため、多職種での検討を行うなど、適切な支援のための見直しを行います。

### **実施計画2－3 成年後見人等の確保と市民後見人の育成**

市民後見人の養成研修とともに継続的なフォローアップ研修等を行い、より多くの市民後見人を養成できるよう努めます。

## **基本目標3 利用者がメリットを実感できる制度の運用**

### **実施計画3－1 利用者の把握と早期発見・早期支援**

医療や福祉関係者、関係機関や金融機関を含む民間事業者等との地域でのネットワークにより、利用者を早期に把握し本人のニーズに合った制度支援を行います。

### **実施計画3－2 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実**

成年後見人等が制度利用者に対し、本人の尊厳を守りながら、本人の意向に基づいた福祉サービスや医療等の公的サービスが提供されるよう、チームによる支援を行うとともに、不正の未然防止を図ります。

### **実施計画3－3 後見類型等の選択と他のサービスとの一体的提供**

適切な後見類型等の選択や速やかに必要な制度利用につなげられるよう、他の公的サービス等と連動した一体的なサービス提供により、権利擁護支援対応の向上を図り、スムーズな成年後見制度への移行を目指します。



---

## 第6章 計画の推進及び評価

---

第6章では、  
計画の推進体制、点検評価の方法などにつ  
いて説明しています。





## 第6章 計画の推進及び評価

### 1. 計画の推進

この計画における方向性や各施策は、時代の変化や動向により見直しを行うとともに、ニーズの把握や情報収集に努め、より良い選択ができるよう柔軟な対応をしていきます。

また、地域福祉を取り巻く様々な問題は、地域だけではなく社会全体の問題と考えられるので、本計画を効果的に推進するにあたっては、住民、地域、福祉関係機関・団体、行政等の関係機関が役割分担を明確に行い、相互に連携を図ることで、一体となって地域福祉活動の支援に努めます。

#### 地域福祉推進のためのそれぞれの役割



住み慣れた地域の中で、安心して生きがいをもって生活を送るためにには、住民同士がつながりを持ち、「支えあい・助けあい」による地域社会が求められています。そのためには、それぞれの役割を理解し、互いを尊重する考え方が重要となります。

#### 住民の役割

社会情勢の変化と少子高齢化とが相まって、地域の関わりが希薄化し、地域活動に参加する住民の負担感も増加してきています。住民一人ひとりが地域の構成員としての意識を持ち、世代や分野を超えてつながることで、「支えあい・助けあい」の地域を創っていくため、次のような役割を果たしていくことが求められています。

- 一人ひとりが、それぞれの役割を認識し、お互いの生き方を尊重しながら、思いやりと助け合う意識を持つこと。
- 子育てに対する負担が女性（母親）に偏らないよう、男性（父親）も家事や子育ての主体として一層関わり、男女がともに家庭での責任を分担していくこと。
- 日常生活の中で、子どもに社会人として、また、将来の親として必要な「支えあい・助けあい」の意識や地域活動へ参加すること等の社会的な規範を自然に身につけさせること。
- 日常のあいさつや声掛けを通じて、相談や見守りなどの隣近所との交流を活発にし、地域で孤立している人を出さないように心がけること。
- 行政などから提供される情報の把握に努め、地域福祉やサービスに関心を持つとともに、自分自身にあった生きがいと健康づくりに取り組みます。

## 地域・団体の役割

地域の連帯意識は、やや希薄化の傾向が感じられます。身近な地域である行政区などにおいて、住民相互による「支えあい・助けあい」を基本として、地域で課題を話し合える環境づくりを進める必要があり、次のような役割を果たしていくことが求められています。

また、地域で住民活動を行う組織・団体やボランティア等の活動は、行政と住民との協働を進めていく上で欠かすことができないものです。これらの団体は、地域福祉を支える貴重な担い手であり、地域社会を支える役割として、地域課題への対応や地域コミュニティの活性化、社会的サービスなど様々な活動へ積極的に参加する必要があり、次のような役割を果たすことが求められています。

- 地域住民の交流を図りながら、地域にある課題を話し合える場をつくり、課題解決に向けた取り組みを行うとともに、関係機関に対しても地域ニーズの発信を行うこと。
- 関係機関、地域コミュニティ団体と連携し、子どもや高齢者・障がい者等の要配慮者への理解を深め、地域住民の協力により相互援助を図ること。
- 地域においても「支えあい・助けあい」を基本とした地域福祉に向けた機運の醸成に努め、地域活動・ボランティア活動への住民の積極的な参加を促進すること。
- 住民主体の豊かないきいきとした地域を築くためにも、行政などだけでなく、社会的サービスの担い手としてのボランティア活動をより一層活発にすること。
- NPOなど住民活動団体は、組織基盤強化を図り、社会的サービスの担い手としての活動の継続性を高めるとともに、個人のボランティアや他の組織・団体との連携、協働により一層の活動の活発化を進めていくこと。

## 民生委員・児童委員の役割

少子高齢社会の進展の中で地域福祉の推進のため、住民の身近な支援者として民生委員・児童委員の役割は一層重要となります。地域住民と行政のパイプ役として、住民に信頼される民生委員・児童委員となるために資質の向上に努め、行政や関係機関と緊密な連携を図る必要があり、次のような役割を積極的に果たしていくことが求められています。

- 住民の身近な支援者となるために、研修、会議等に積極的に参加し資質の向上に努めるとともに、地域において住民が相談しやすい関係づくりのために、地域活動に積極的に参加すること。

- 村社会福祉協議会や地域包括支援センター等との連携により、地域の高齢者等の実態把握に努めるとともに、行政や関係機関と連携を図り、相談・支援に努めること。

### 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉活動を推進するための担い手として、地域福祉活動計画を策定し、その中に盛り込まれた様々な取り組みを具体化しながら取り組んでいます。また、地域福祉推進のために、福祉関係団体等の活動をサポートし、その相談・支援に努める必要があり、次のような役割を果たしていくことが求められています。

- 地域福祉活動を直接的に実践する団体として、住民との協働による、私的サービスの充実を図り、住民福祉の向上に取り組むこと。
- 地域福祉を推進するために、研修会や学習機会の提供を行い、住民の地域福祉に対する意識の高揚と地域活動の活発化を図り、先進的活動事例の紹介や意識啓発等のための情報を提供すること。
- ボランティアや各種団体の活動を支援するとともに、住民福祉の向上を図る活動を促進すること。
- 行政区等地域の活動をサポートするために相談・支援に努め、行政や関係機関、団体等と連携を図りながら地域福祉を推進すること。
- 支援が必要な方の把握に努め、関係機関と連携を図りながら、適切な支援に繋げること。

### 行政の役割

地域福祉をはじめとする高齢者、障がい(児)者、子どもなどの福祉施策は、広範な分野にわたることから、一貫性のある施策の推進体制が求められ、住民と村、県や国とが一体となった効果的かつ実効的な施策の推進を図る必要があります。さらに、今後の福祉施策を展開する上で、行政、事業者、各種団体、住民等がそれぞれ担う部分を明確にし、協働によるまちづくりを進める必要があり、次のような役割を果たすことが求められています。

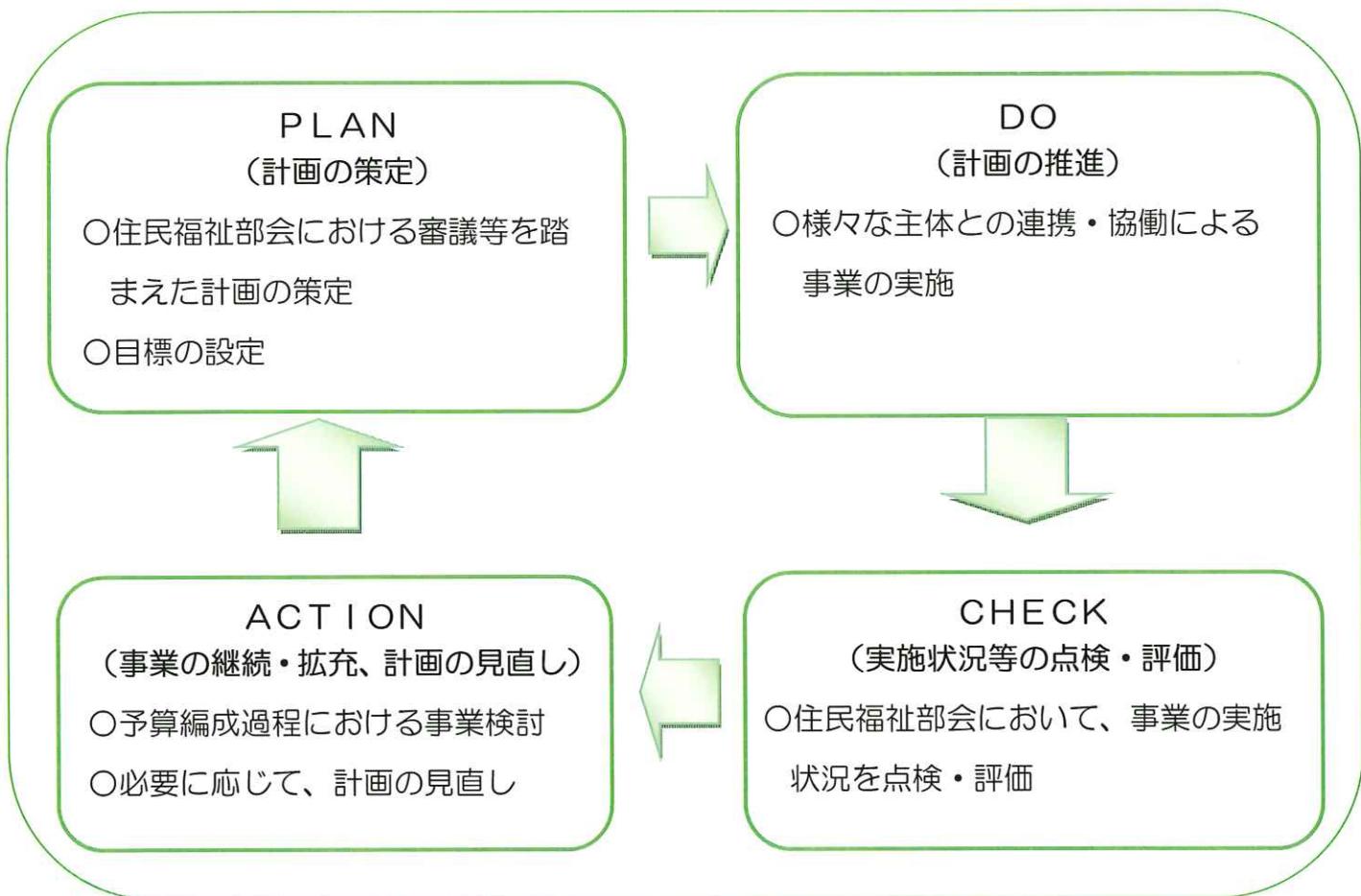
- 支援が必要な住民が容易に相談できる環境づくりのために、関係機関と連携を十分に図り、相談支援体制づくりを行うこと。
- 地域福祉をはじめとする福祉施策について、住民との協働のもとに適切な福祉サービスをきめ細やかに展開するために、住民のニーズを踏まえ、行政、各種団体、住民等の役割を明確にして取り組むこと。
- 各種団体等による福祉向上に対する取り組みについて、その活動を支援すること。

- 各種制度やサービスの内容について、分かりやすく継続的な情報提供に努めること。
- 各種広報活動等を通じて、ユニバーサルデザインの理念と地域福祉の「支えあい・助けあい」の意識の浸透により、地域で暮らしやすい環境整備に努めること。
- 福祉課題に関する講演会や研修会を通じて、福祉に関する意識の向上に努めること。
- 地域行事など、住民主体の交流事業の充実に努め、高齢者や障がい者のみでなく、多世代が気軽にふれあい、交流できる機会の創出に努めること。
- 庁内で連携し、住民ニーズの把握や多様なボランティア活動を創出するとともに、生活支援コーディネーターなど住民ニーズとサービスをつなぐ人材を育成すること。
- 将来の地域福祉・医療サービスを担う人材を育成すること。
- 地域福祉活動を推進する団体である村社会福祉協議会を支援するとともに、連携を図り協働により地域福祉を推進すること。

## 2. 計画の評価（P D C A サイクルの確保）

本計画の進行状況の管理及び実施状況の点検評価については、住民の代表、学識経験者、福祉団体関係者などから構成される「野田村 21 世紀むらづくり委員会住民福祉部会」において事業の実施状況並びに進捗状況を確認し、評価及び今後の対策を講じていきます。

また、計画は、「計画(Plan)⇒実施(Do)⇒検証評価(Check)⇒改善(Action)」のPDCA サイクルを継続的に実施していくことで、目標の達成を目指します。





---

## 資料

---



## 令和2年度 福祉に関するアンケート調査結果

地域福祉計画策定にあたり、令和2年11月1日現在の住民基本台帳による20歳以上の村民の中から、年代別に無作為抽出した150名の皆様を対象対象にアンケート調査を行いました。

### 1 あなたご自身について

問 1 お住まいはどちらですか	項目	回答数	%
	新山地区	13	17%
	城内地区（上・中・下）	22	28%
	明内・横合地区	8	10%
	泉沢・中平地区	13	17%
	米田・南浜地区	10	13%
	玉川地区	7	9 %
	不明、その他	5	6 %
	計	78	
問 2 性別は	項目	回答数	%
	男	38	49%
	女	36	46%
	※無回答	4	5 %
	計	78	
問 3 あなたの年齢は	項目	回答数	%
	20～29 歳	6	8 %
	30～39 歳	6	8 %
	40～49 歳	13	17%
	50～59 歳	9	12%
	60～64 歳	11	14%
	65～79 歳	31	40%
	80 歳以上	1	1 %
	※無回答	1	1 %
	計	78	

		項目	回答数	%	
問4 あなたの職業は	自営	農業	5	6 %	
		漁業	7	8 %	
		建設業	1	1 %	
		卸・小売業、飲食業	2	2 %	
		その他サービス業	1	1 %	
問5 野田村に住んで何年になりますか	勤務	農業	6	7 %	
		漁業	2	2 %	
		建設業	11	13%	
		製造業	2	2 %	
		卸・小売業、飲食業	1	1 %	
		その他サービス業 (公務員含む)	16	19%	
	その他	主婦・主夫(専業)	7	8 %	
問6 あなたの家族構成は		主婦・主夫(パート等)	13	15%	
		無職	10	12%	
		その他	1	1 %	
計		85			
問5 野田村に住んで何年になりますか	項目		回答数	%	
	1年未満		2	3 %	
	1~5年未満		7	9 %	
	5~10年未満		0	0 %	
	10~20年未満		8	10%	
	20年以上		61	78%	
	計		78		
問6 あなたの家族構成は	項目		回答数	%	
	単身		6	8 %	
	夫婦のみ		23	29%	
	夫婦と子または親		33	42%	
	母または父と子		4	5 %	
	親・子・孫		5	6 %	
	その他		7	9 %	
	計		78		

問7 あなたの住居は	項目	回答数	%
	持ち家	65	83%
	借家・アパート	7	9 %
	その他	6	8 %
	計	78	

問8 現在の暮らしの実感は	項目	回答数	%
	ゆとりがある	3	4 %
	ややゆとりがある	2	3 %
	ふつう	40	51%
	やや苦しい	21	27%
	たいへん苦しい	12	15%
	計	78	

## 2 暮らしの実感などについて

問9 現在、何らかの地域活動に参加していますか。(1つだけ○)

項目	回答数	%
参加している	48	62%
参加していない	29	37%
※無回答	1	1%
計	78	

↓ 参加している地域活動

→ 参加していない理由

項目	回答数	%	項目	回答数	%
地区清掃、草刈り	43	40%	仕事などで時間がない	9	19%
おまつりなどのイベント協力	10	9 %	地域活動の情報がなく分からなかった	4	9 %
スポーツ大会	13	12%	興味をもてる活動がない	4	9 %
資源回収	5	5 %	健康や体力に自信がない	9	19%
学校行事	7	7 %	家事・育児で時間がない	1	2 %
村文化祭	3	3 %	病人や高齢者の介護で時間がない	1	2 %
子ども会行事	3	3 %	経済的な負担が大きい	1	2 %
学校協力活動	1	1 %	家族の理解がない	1	2 %
老人クラブ活動	4	4 %	地域にあまり関わりたくない	6	13%
女性団体活動	4	4 %	必要がないと思う	4	9 %
防災訓練	10	9 %	その他	7	15%
その他	4	4 %	計	47	
計	107				

問10 今後、地域活動への参加依頼があった場合、どうしますか。(1つだけ○)

項目	回答数	%
積極的に参加したい	5	6%
内容によっては参加したい	46	59%
当番制なら参加する	4	5%
おそらく断る	12	15%
わからない	9	12%
その他	1	1%
※無回答	1	1%
計	78	

問11 地域に支えられた（助けられた）と感じたことはありますか。(1つだけ○)

項目	回答数	%
ある	39	50%
ない	35	45%
※無回答	4	5%
計	78	

問12 地域の人々がお互いに力を合わせて、住みやすい地域にしていくうえでの問題は何だと思いますか。(3つまで○)

項目	回答数	%
近所付き合いが減っている	33	22%
地域活動に参加する若者が少ない	29	19%
地域に关心がない人が多い	18	12%
地域での交流機会が少ない	16	10%
干渉されてプライバシーが守られない	11	7%
地域活動に参加しにくい雰囲気がある	14	9%
日中は地域を離れている人が多い	21	14%
ひとり親・障がい者に偏見がある	2	1%
助け合い・支え合いは必要ない	1	1%
その他	4	3%
※無回答	4	3%
計	153	

問13 いま日常生活で困っていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

項目	回答数	%
病気のこと	19	17%
介護のこと	9	8 %
家族関係のこと	7	6 %
近所付き合いのこと	3	3 %
経済的なこと	27	25%
子育てのこと	5	5 %
その他	4	4 %
特に困っていない	33	30%
※無回答	3	3 %
計	110	

問14 困りごとを誰に相談していますか。(3つまで○)

項目	回答数	%
1. 家族	46	35%
2. 親戚	21	16%
3. 友人・知人	23	17%
4. かかりつけの医師	6	5 %
5. 村役場	1	1 %
6. 社会福祉協議会	1	1 %
7. 福祉事業者	2	2 %
8. 職場の同僚	6	5 %
9. 相談できる人はいない	3	2 %
10. 相談していない(しない)	17	13%
11. その他	2	2 %
※無回答	4	3 %
計	132	

【問14で11と回答した方のみ】

問15 相談していない・しない、主な理由は何ですか。(1つだけ○)

項目	回答数	%
自分や家族でなんとかやっている	8	47%
自分でギリギリまで頑張りたい	3	18%
自分や家族のことを他人に知られたくない	2	12%
気軽に相談できる相手がいない	3	18%
その他	1	6%
計	17	

問16 日常生活の困りごとに対する手助けは誰が行うべきだと思いますか。(3つまで○)

項目	回答数	%
家族	56	35%
地域の住民	15	9%
行政(役場など)	37	23%
社会福祉協議会	13	8%
福祉サービス事業者	10	6%
ボランティア、NPO法人	2	1%
民生委員・児童委員	5	3%
町内会や自治会	6	4%
分からぬ	12	8%
その他	1	1%
※無回答	3	2%
計	160	

問17 災害等の緊急時に住民が支え合える地域づくりに、何が必要だと思いますか。(3つまで○)

項目	回答数	%
自主防災組織づくり	38	27%
高齢者などの住まいがわかるマップ作りを通じた情報共有	34	24%
地域での避難訓練や勉強会	28	20%
福祉施設との連携	20	14%
その他	2	1%
わからない	15	11%
※無回答	2	1%
計	139	

問18 ボランティアに参加したことがありますか。(1つだけ○)

項目	回答数	%
1. ある	18	23%
2. ない	60	77%
計	78	

【問18で1と回答した方のみ】

問19 参加した活動の内容は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

項目	回答数	%
環境関係(自然保護、美化、リサイクル運動など)	9	47%
災害関係(被災地でのがれき撤去など)	8	42%
高齢者関係(施設訪問や老人クラブ活動への協力など)	1	5%
青少年関係(青年会活動、交流会や健全育成支援など)	1	5%
計	19	

【問18で1と回答した方のみ】

問20 ボランティア活動に参加したきっかけは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

項目	回答数	%
自分たちのために必要な活動だから	7	25%
人のために役に立ちたかったから	7	25%
人に誘われたから	4	14%
付き合い上、断れなかったから	3	11%
ボランティア団体に頼まれたから	1	4 %
余暇を有効に活用したいから	1	4 %
なんとなく	3	11%
その他	2	7 %
計	28	

【問18で2と回答した方のみ】

問21 ボランティア活動に参加できない・参加しない主な理由は何ですか。(3つまで○)

項目	回答数	%
仕事や家事が忙しくて時間が取れない	28	27%
身近に活動できる場所やグループがない	12	11%
自分の健康に自信がない	15	14%
きっかけがない	26	25%
人と接するのが好きではない	7	7 %
育児や介護があり余裕がない	3	3 %
興味や関心が持てない	1	1 %
一度始めるとやめれなくなりそう	5	5 %
活動に費用がかかりそう	3	3 %
その他	3	3 %
※無回答	2	2 %
計	105	

問22 現在、福祉サービス（子育て、障がい、介護など）を利用していますか。（1つだけ○）

項目	回答数	%
1. 利用している	13	17%
2. 利用していない	63	81%
※無回答	2	3%
計	78	

【問22で1と回答した方のみ】

問23 福祉サービスを利用した時に、説明された内容と違っていたり、不満や疑問を感じたことがありますか。（1つだけ○）

項目	回答数	%
ある	2	15%
ない	11	85%
計	13	

問24 福祉や健康に関する情報をどうやって知りますか。（3つまで○）

項目	回答数	%
のんちゃんネット	32	17%
広報のだ	37	20%
テレビやラジオ	19	10%
回覧板	28	15%
新聞	13	7 %
家族や友人・知人	21	11%
病院や施設	9	5 %
インターネット	11	6 %
本や雑誌	6	3 %
近所の人	4	2 %
特に入手していない	8	4 %
計	188	

問25 福祉や健康についてどんな情報を知りたいと思いますか。(3つまで○)

項目	回答数	%
健康づくりについて	27	19%
子育てについて	7	5 %
高齢者や障がい者に関するサービスについて	22	15%
福祉や健康のサービス利用方法について	25	17%
介護保険や介護サービスについて	23	16%
ボランティアやNPOなどの住民の活動について	2	1 %
健康や生きがいづくりの講座について	10	7 %
高齢者や障がい者が生活しやすい住宅や福祉機器について	11	8 %
特にない	17	12%
計	144	

問26 現在お住まいの地域に住み続けたいと思いますか。(1つだけ○)

項目	回答数	%
1. 住み続けたい	39	50%
2. どちらかというと住み続けたい	25	32%
3. どちらかというと住み続けたくない	9	12%
4. 住み続けたくない	5	6 %
計	78	

【問26で1、2を回答された方】

問27 住み続けたいと思う理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

項目	回答数	%
住み慣れている	52	28%
家族や友人など頼れる人が近くにいる	26	14%
地域の交流がさかん	1	1%
地域の人間関係がよい	16	9%
交通の便がよい	9	5%
医療・介護が充実している	5	3%
治安がよい	17	9%
防災対策が充実している	2	1%
教育環境が整っている	3	2%
保育・子育て環境が整っている	7	4%
働く場所がある	7	4%
自然に恵まれている	26	14%
公園や緑地が多い	3	2%
買い物に便利	9	5%
その他	2	1%
計	185	

【問26で3、4を回答された方】

問28 住み続けたくないと思う理由はなんですか。(あてはまるものすべてに○)

項目	回答数	%
他に住みたい地域がある	5	17%
地域の人間関係がよくない	1	3%
交通の便がよくない	9	30%
医療・介護が不十分	1	3%
教育環境に不安がある	1	3%
働く場所が不足している	4	13%
公園や緑地が不足している	1	3%
買い物に不便	6	20%
その他	1	3%
※無回答	1	3%
計	30	

問29 成年後見制度についてご存じですか。(1つだけ○)

項目	回答数	%
1. 名前も内容も知っている	20	26.5
2. 名前は聞いたことがあるが、内容は知らない	33	42%
3. 内容も名前も知らない	23	29%
※無回答	2	3%
計	78	

【問29で1と回答した方のみ】

問30 成年後見制度を利用したいと思いますか。(1つだけ○)

項目	回答数	%
すぐに利用したい	1	5%
利用したくない	2	10%
まだ必要ない	16	80%
わからない	1	5%
計	20	

問31 成年後見制度の利用に関する相談窓口である久慈地域成年後見センターを知っていますか。

(1つだけ○)

項目	回答数	%
知っている	3	4%
知らない	72	92%
※無回答	3	4%
計	78	

問32 野田村の地域福祉などについてご意見・ご感想があればご記入ください。

※記入なし

## 用語解説

### NPO

行政・企業とは別に、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない民間の組織・団体のことをいいます。また、NPO法人とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格（個人以外で権利や義務の主体となり得るもの）を取得した特定非営利活動法人の一般的な総称です。

### 介護保険事業計画

介護保険法に基づき、保険者が策定する計画で、介護サービスの年度ごとの見込み量やサービス基盤整備などについて定める計画。

### 基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（3障がい）及び成年後見制度利用支援事業など地域の実情に応じた業務を行います。

### 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴や排せつ、食事の介護など生活全般にわたる介護サービスを行います。

### ケアマネジメント

病気やけが、障がい、加齢などで生活上の支援を必要としている本人及び家族等の希望に応じて、保健・医療・福祉等の各サービスを組み合わせ、身体的・精神的・社会的に必要な支援・サービスのためのケア計画を作成し、継続的に支援を行うこと。

### 子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援対策推進地域行動計画）

次代を担う子ども・子育てに必要な支援を行い、健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする子ども・子育て支援法に基づく計画。

### コミュニケーション支援

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。

### 災害時要配慮者

災害が発生したときに、自分で安全な場所に避難できないなど、災害時に支援を必要とする人々をいう。一般的に高齢者、障がい者、傷病者、妊娠婦、子ども、日本語がわからない外国人、その場所の地理に疎い旅行者などのこと。

## **災害時要配慮者（避難行動要支援者）避難支援計画**

災害時要配慮者（避難行動要支援者）を支援する体制や情報の伝達方法、要配慮者情報の収集・管理の仕方、支援内容などについて市町村が定める計画（全体・個別）。

## **施設入所支援**

施設に入所する障がい者に、夜間や休日における入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の支援等を行います。

## **私的サービス**

公的サービス以外の介護保険法などの法令による定めのないサービス。

## **社会資源**

地域で暮らすために活用できる施設・設備、医療・福祉制度やサービス、各種団体・人材、技能、情報等のあらゆる社会的資源の総称。

## **就労移行支援**

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

## **就労継続支援（A型）**

一般企業等での就労が困難な人に、原則雇用契約に基づき働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

## **就労継続支援（B型）**

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

## **障がい者計画**

障がい者のための施策の基本的な計画で、障害者基本法に基づく計画。

## **障がい福祉計画**

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の数値目標を定める計画。

## **成年後見制度**

認知症、知的障がい、精神障がい等によって、判断能力が不十分な成年者を法的に保護するための制度。保護の類型は、本人の判断能力の程度に応じて「後見」「補佐」「補助」に分かれる。

## 相談支援

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、地域自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

## 地域コミュニティ

地域住民が生活している場所。消費、労働、教育、医療、遊び、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいは、そのような住民の集団。

## 地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりについての協議の場であり、相談支援事業の中立・公平性の確保、困難事例への対応のあり方、地域の関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議を行います。

## 地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス、医療サービス、介護サービス、福祉サービスを関係者が連携・協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み。

## 地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

## D V

**Domestic Violence** (ドメスティック・バイオレンス) の略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力（殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、生活費を渡さないなどの精神的暴力や、性行為の強要などの性的暴力も含まれる。)

## 日常生活自立支援事業（権利擁護事業）

認知症、知的障がい、精神障がい等によって日常生活上の判断が十分にできない方が、地域で安心して生活できるように、福祉サービスの利用手続きや金銭管理などを援助する事業。

## ネットワーク

一般的な意味として放送網・通信網・回線網であるが、関係分野における情報網による連絡組織をいう。

## ノーマライゼーション

障がい者・高齢者など、社会的に不利を負いやすい人々が、社会の中で、他の人々と同じように生活し、活動するこ  
ミであるという考え方。

## **バリアフリー**

障がい者の自立と社会参加を阻害している物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報における障壁、意識上の障壁等を除いていくこと。

## **ひとにやさしいまちづくり**

障がいのある方を始め、高齢者、妊産婦やベビーカーを押す方など、だれもが安心して暮らし、気軽に出来かけられるまちづくりを行うこと。

## **避難行動要支援者**

要配慮者のうち、自ら避難等することが困難で特に支援を必要とする人。

## **福祉コミュニティ**

地域に生活する人々が地域の福祉に関心を持って積極的に活動に参加し、日常的に援助を必要とする人々に対して、様々な福祉サービスを提供したり、住民同士で支えあうような地域社会。

## **ふれあいいきいきサロン**

行政区や町内会、仮設住宅などの小地域で、ひとり暮らし高齢者等の孤立防止や生きがいづくり等を目的に、高齢者と地域の人たちが協働で活動を企画し、参加者が会話や食事、趣味などを楽しむ場。

## **放課後等デイサービス**

障がい児等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

## **保健事業計画**

健康増進法に基づき、住民の生活習慣を改善し、健康づくりに積極的に取り組み、健康新命を延伸することを目指した健康づくり計画。

## **ボランティア**

社会福祉において、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者。

## **民生委員・児童委員**

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けた民間の奉仕者で、住民の相談に応じ、必要な援助を行うなど、社会福祉の増進のための活動を行う。また、民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ね、地域の児童及び妊産婦の生活や環境の状況を適切に把握し、その保護、保健、その他福祉に関する援助・指導などの活動も行う。

### **ユニバーサルデザイン**

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

### **老人保健福祉計画**

高齢者の保健福祉全般にわたる計画。（野田村では「高齢者福祉計画」）

## 21世紀むらづくり委員会設置条例

(設置)

**第1条** 住民と行政が協働する住民参加によるむらづくりを推進するため、村長の総合的な諮問機関として、21世紀むらづくり委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌)

**第2条** 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 村政全般にわたる各種計画の策定について調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、村のあり方・方向性等に関する事項について調査審議すること。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員35人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから村長が任命する。

- (1) 地区を代表する者
- (2) 産業団体が推薦する者
- (3) むらづくり団体が推薦する者
- (4) N P O団体が推薦する者
- (5) 知識経験のある者
- (6) 公募する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。  
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(特別委員)

**第5条** 委員会に、特別の事項を調査審議するため必要がある場合においては、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、専門的知識を有する者及び関係行政機関の職員のうちから村長が任命する。  
3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

**第6条** 委員会は、村長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第7条** 委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができます。
- 4 前2条及び次条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

**第8条** 委員会は、必要に応じて議事に関係する者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、総務課において処理する。

- 2 部会の庶務は、審議する事項を担当する課等において処理する。

(補則)

**第10条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度中に任命される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

## 21世紀むらづくり委員会部会設置要綱

(部会の名称及び所掌事項)

第1 21世紀むらづくり委員会設置条例（平成18年野田村条例第2号）第7条の規定に基づく、21世紀むらづくり委員会部会（以下「部会」という。）の名称及び所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 総務部会

- ア 村長表彰に関すること。
- イ 議会の議員の報酬の額並びに村長、副村長及び教育長の給料の額に関するここと。
- ウ 行政連絡員の担当地区の編成に関するここと。
- エ そのほか、部会長が必要と認める事項に関するここと。

(2) 産業振興部会

- ア 農林水産業の基本対策に関するここと。
- イ 村有林の適正な管理及び処分に関するここと。
- ウ 総合的な商工観光業施策の推進に係る重要な事項に関するここと。
- エ 国民宿舎えぼし荘の運営に係る重要な事項に関するここと。
- オ そのほか、部会長が必要と認める事項に関するここと。

(3) 地域整備部会

- ア 簡易水道事業の運営に関する重要な事項に関するここと。
- イ 下水道事業等の受益者負担金に関するここと。
- ウ 下水道等の使用料に関するここと。
- エ そのほか、部会長が必要と認める事項に関するここと。

(4) 住民福祉部会

- ア 村内の児童福祉施設の適正な配置等に関するここと。
- イ そのほか、部会長が必要と認める事項に関するここと。

2 各部会では前項に掲げる所掌事項のほか、村長が必要とする事項について調査審議等することができる。

(部会長及び副部会長)

第2 各部会に部会長及び副部会長1人を置き、委員の互選とする。

2 部会長は、部会を総理し、会議の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 部会長及び副部会長の任期は、部会委員の任期による。

第3 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成18年5月26日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 21世紀むらづくり委員会住民福祉部会委員名簿

(野田村地域福祉計画策定)

区分	所属(職)	氏名	備考
21世紀むらづくり 委員会 委員長	社会福祉法人野田村社会福祉協議会	澤 口 栄一	
部会長	第5地区	明 内 清一	
副部会長	社会福祉法人 野田村保育会	遠 藤 和 子	
委 員	第4地区	狩 野 祐 司	
委 員	野田村青年会	古 館 豪 紀	
委 員	野田村老人クラブ連合会	大 平 茂	
委 員	特定非営利活動法人 風花	柏 木 貴美子	
委 員	社会福祉法人 野田白寿会	松 場 光 行	
特別委員	野田村民生児童委員協議会	沢 里 清 公	
特別委員	社会福祉法人 健慈会	笹 本 修 一	
特別委員	野田村身体障害者協議会	泉 沢 勝 教	
特別委員	社会福祉法人野田村社会福祉協議会	小谷地 要 治	
特別委員	野田村教育委員会	小屋畠 浩 明	

# 野田村地域福祉計画

令和3年3月

発行・編集 野田村 保健福祉課

〒028-8201

岩手県九戸郡野田村大字野田第20地割14番地

TEL: 0194-78-2913

FAX: 0194-78-3995

